

大東市開発指導要綱施行基準

道路に関する事項（第 17 条関係）

1 道路を設置する場合の道路巾員は、次のとおりとする。

用途	開発規模 道路の種別	0.1 ha 未満	0.1 ha 以上 20 ha 未満	20 ha 以上	摘 要
住 宅	区画道路	4.7 m	6.7 m (4.7 m)		主として1戸建住宅 の建設を予定するもの
	主要区画道路	4.7 m	6.7 m		
	幹線道路				
共同住宅	区画道路	4.7 m	6.7 m (4.7 m)		主として2階以上の 共同住宅又は長屋住 宅の建設を予定する もの
	主要区画道路	4.7 m	6.7 m	9.0 m	
	幹線道路				
工場等	区画道路	4.7 m	6.7 m		工場、倉庫等の建設 を予定するもの
	主要区画道路	6.7 m	6.7 m	9.0 m	
	幹線道路				

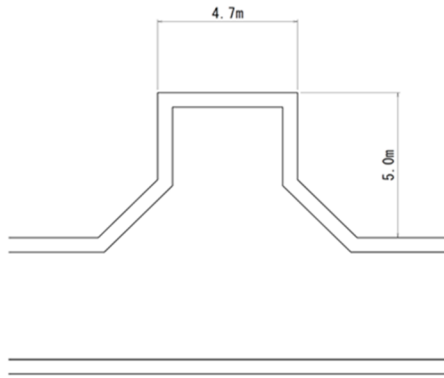
備考 () 内の数値は、小区画で通行上支障のない次の場合に適用する。

- イ 一街区間の通行のみに共する道路で、道路の延長が 100 メートル以内、かつ、車両が通り抜けできる場合
- ロ 袋路状道路で、道路の延長が 50 メートル以内、かつ、回転帯が設けられる場合。
- ハ ループ状道路で、道路の延長が 100 メートル以内の場合

(参考) 標準断面図

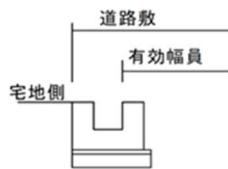


2 回転帯は、次図を標準とする。

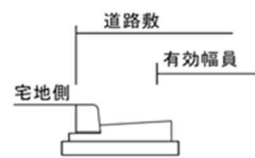


3 道路巾員の限界

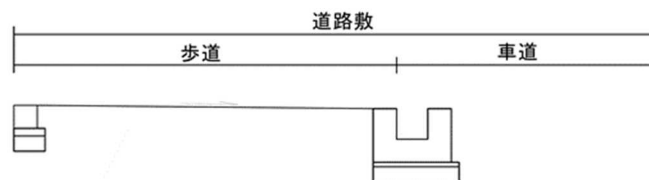
(1)



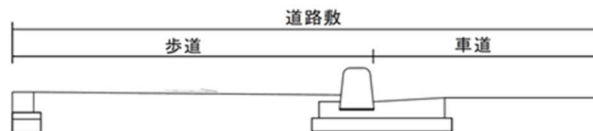
(2)



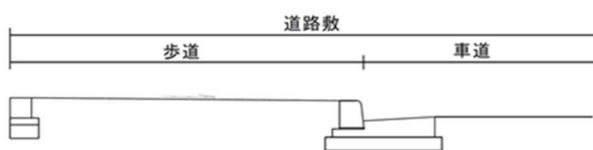
(3)



(4)



(5)

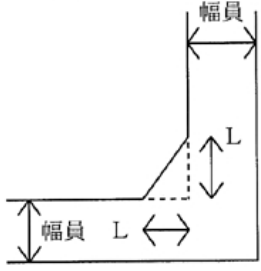


4 道路の歩車道別巾員は、次表の基準によるものとするが、次表以外の巾員については本市と協議のうえ、設計施工すること。

道路巾員	歩道巾員	車道巾員	備 考
12.0m	2.5m×2ヶ所	7.0m	状況により、相当巾員の歩道を片側に設けることができる。 中央分離帯なし。

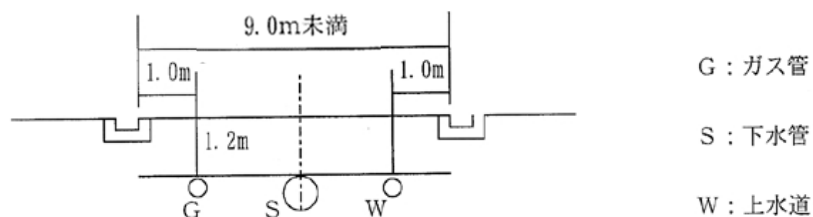
5 道路交差部のすみ切り

道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合は除く。）には、次表の基準によりすみ切りを設けること。なお、交差角が90度未満となるときは、別途本市と協議し、決定するものとする。

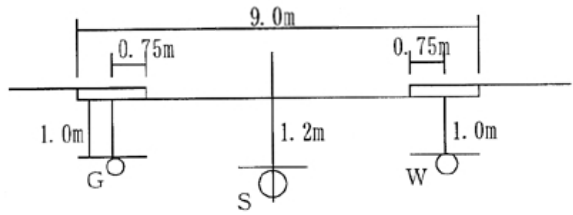
	4.0m	6.0m	9.0m	12.0m	16.0～ 18.0m	備 考
4.0m	2	2	2	—	—	L：すみ切り長さ 
6.0m	2	3	3	3	—	
9.0m	2	3	4	4	4	
12.0m	—	3	4	6	7	
16.0～ 18.0m	—	—	4	7	8	

6 道路内の地下埋設物については、次図を基準とし、詳細は本市に協議のうえ、設計施工すること。（「電線等の埋設物に関する設置基準」H28.4.1施行に該当する場合は基準を適用）

(1) 巾員が9.0メートル未満の場合



(2) 巾員が9.0メートル以上の場合



7 道路側溝の構造は、道路管理者と別途協議すること。

8 道路の舗装は、次のとおりとする。

有効幅員	構 造
4.0 m以上～ 12.0 m未満	プライムコート 50 再生密粒度アスファルトコンクリート 150 再生粒度調整碎石路盤 200 再生クラッシャーラン
12.0 m以上	タックコート プライムコート 50 再生密粒度アスファルトコンクリート 50 再生粗粒度アスファルトコンクリート 150 再生粒度調整碎石路盤 200 再生クラッシャーラン

9 その他

この基準に定めのない事項については、大東市道路の構造の技術的基準を定める条例によるものとする。

排水に関する事項（第18条関係）

1 排水施設の設計

- （１） 開発区域の土地の形状、予定建築物の用途及び降雨量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できること。
- （２） 開発区域外については、上流部の集水区域面積を精査して排水量を算定し、これを有効に排出できること。
- （３） 下水道の設計にあたっては、東部大阪都市計画下水道事業により、合流式及び分流式とし、大東市下水道施設の整備及び管理に関する取扱要綱及び、大東市下水道定規図に基づくものとする。ただし、本定規図により施工し難い場合は別途協議をすること。
- （４） 材料については、日本工業規格（JIS）、日本下水道協会規格（JSWAS）に適合したものを使用すること。

2 流出量の算出等

- （１） 下水管渠は、計画雨水量と計画時間最大汚水量を有効に排出できること。
- （２） 下水管の流速の設計にあたっては、下流に行くに従い流速を漸増させるようにすること。
- （３） 開発区域の流出量の算定は、次の基準によるものとする。

イ 公共下水道計画区域内

(a) 雨水流出量の算定

$Q = \frac{1}{360} \cdot c \cdot i \cdot a$	$i = \frac{5481}{t + 40.76}$
---	------------------------------

Q：計画流量（ $\text{m}^3/\text{秒}$ ）

i：時間当り降雨量（mm）

c：流出係数 0.6

t_1 ：流出時間 5分

a：集水面積（ha）

t ： $\frac{L}{60V} + t_1$

L：管渠延長（m）

V：管渠流速（m/s）

(b) 汚水流出量の算定

1ha あたり $0.001\text{m}^3/\text{sec}$ とする。ただし、マンション等の集合住宅は、1戸あたり 3.5人とし、時間最大汚水量 $850\text{l}/\text{人}/\text{日}$ として算定すること。

管径については、基本流量表を参照のこと。

イ 公共下水道計画区域外

	流出量算定基準	備 考
雨 量	9 0 mm／時	
汚水量	日平均 4 7 5 ℓ／人／日 日最大 6 0 0 ℓ／人／日 時間最大 8 5 0 ℓ／人／日	0.001 m ³ ／ha
流出係数	0.9	
計画流出量算定式	$Q = \frac{1}{360} \cdot c \cdot i \cdot a$	

3 排水施設の配置及び構造

- (1) 本管の最小口径は、合流地域については内径250mm以上とし、分流地域については内径200mm以上とする。
- (2) 取付管は、内径150mm又は200mmの硬質塩化ビニール管（VU）を使用するものとし、受口はゴム輪受口とすること。又、本管への接続は、自在支管を使用すること。
- (3) 本管の土被りは、1.2m以上確保すること。ただし、地形等によりやむを得ない場合は、1.2m未満とすることができるが、標準樹が取付られるよう本管土被りを0.9m以上確保すること。本管土被りが0.6m以下となるときは、FRP管を使用すること。
- (4) 雨水集水樹は、原則として大東市型U型雨水樹又はL型雨水樹を使用するものとし、15m間隔を基本とし、雨水が溜まらない勾配を確保しながら道路の両側に設置するものとする。
- (5) 汚水樹は、原則として硬質塩化ビニール管（鋳鉄製防護蓋 T-25、T-14）を使用するものとし、樹深は取付管φ150mmについては700mm以上、φ200mmについては800mm以上とする。又、分流区域内における雨水樹については汚水樹に準ずるものとする。ただし、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留施設を設ける場合については、別途協議をすること。
- (6) 開発区域内に水路を設置する場合又は既存の水路がある場合は、コンクリート又は石積の三面張り構造とし、開発区域外については、本市と協議するものとする。
- (7) マンホールの位置は、管渠の始まる箇所、方向、勾配又は管径の変化する箇所、合流する箇所及び段差接合の箇所に設けるものとする。ただし、直線部分におけるマンホールの間隔は、次表によるものとする。

管渠径 (mm)	300 以下	600 以下	1000 以下	1500 以下	1650 以下
最大間隔 (m)	50	75	100	150	200

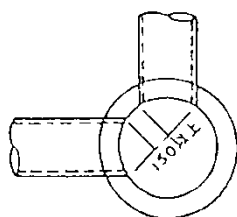
(8) マンホールにおける排水管の段差が 60 cm 以上となる場合は、副管付とし、人孔底は、インバート仕上げとすること。

(9) マンホールの蓋は、本市の指定する内径 60 cm の鋳鉄製蓋とし、管理ナンバー付を使用すること。使用タイプについては別途協議をすること。

(10) 人孔適用範囲表及び最大人孔間隔

呼称		形状寸法	人孔適用範囲	
組立 1 号人孔		内 径 900mm 円形	・管の起点及び内径600mm以下の管の中間点 ・内径400mmまでの管の会合点	
組立 2 号人孔		内 径 1200mm 円形	・内径900mm以下の管の中間点 ・内径500mm以下の管の会合点	
組立 3 号人孔		内 径 1500mm 円形	・内径1100mm以下の管の中間点 ・内径700mm以下の管の会合点	
1 号人孔		内 径 900mm 円形	・管の起点及び内径600mm以下の管の中間点 ・内径450mm以下の管の会合点	
2 号人孔		内 径 1200mm 円形	・内径900mm以下の管の中間点 ・内径600mm以下の管の会合点	
3 号人孔		内 径 1500mm 円形	・内径1200mm以下の管の中間点 ・内径800mm以下の管の会合点	
4 号人孔		内 径 1800mm 円形	・内径1500mm以下の管の中間点 ・内径900mm以下の管の会合点	
塩ビ製人孔	K T	内 径 300mm 円形	・内径250mm以下の硬質塩化ビニール管の起点	・小規模な排水または起点 ・他の埋設物の制約等から 1 号人孔が設置できない場合 ※メーカー基準による
	(角度) L (方向)	内 径 300mm 円形	・内径250mm以下の硬質塩化ビニール管の15°～19°の屈曲点	
	(角度) Y (方向)	内 径 300mm 円形	・内径250mm以下の硬質塩化ビニール管の45°、90°の会合点	
	S T	内 径 300mm 円形	・内径250mm以下の硬質塩化ビニール管の中間点	
	D R	内 径 300mm 円形	・内径250mm以下の硬質塩化ビニール管の落差点	
組立 Y 号人孔		内 径 600mm 円形	・管の起点及び内径300mm以下の管の中間点 ※ ・内径250mm以下の管の会合点 ※	※メーカー基準による
組立 O 号人孔		内 径 750mm 円形	・管の起点及び内径450mm以下の管の中間点 ※ ・内径350mm以下の管の会合点 ※	
組立楕円人孔		内のり 600×900mm 楕円	・管の起点及び内径350mm以下の管の中間点 ※	
特殊人孔			・上記以上の管径に適用	

(11) マンホールへの管渠の接続は、下図のとおり管渠間は 15 cm 以上離すこと。



4 終末処理施設

- (1) 終末処理施設を設置する場合は、活性汚泥法又は同等以上の処理施設とすること。
- (2) 終末処理施設の計画下水量は、1日最大汚水量600ℓ/人/日として算定すること。

5 排水施設の末端

- (1) 開発区域内に遊水池を設置する場合は、大阪府砂防指定地内行為許可技術基準に基づき、設計するものとする。
- (2) 放流先の排水能力に支障がある場合において、遊水池の設置又は当該排水施設の改修が困難な場合は、当該排水施設に排水ポンプを設置することができる。

6 その他

この基準に定めない事項については、下水道施設設計指針及び大東市下水道定規図Ⅳによるものとする。

クッター流速公式

V：流速 (m/sec)

A：流水断面積 (m²)

Q：流量 (m³/sec)

P：潤辺長 (m)

I：勾配 (‰)

n：粗度係数

ヒューム管： 0.013

R：径深 (m) = A/P

塩 び 管： 0.010

$$N = \left(2.3 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \sqrt{I}$$

$$D = \left(2.3 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot n$$

流 速

$$V = \frac{2.3 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(2.3 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$= \frac{N \times R}{\sqrt{R} + D}$$

流 量

$$Q = A \times V$$

7 開発行為に伴う貯留・浸透施設の設置基準

- (1) 対象開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う場合で、大阪府との協議により、定めるものとする。
- (2) 施設の設置者 開発者自ら設置するものとする。
- (3) 施設の規模 原則として1.0ヘクタールあたり600m³。ただし、開発面積が1.0ヘクタール未満については400m³/ha、又は300m³/ha以上とする。又、開発面積が0.05ヘクタール以上0.1ヘクタール未満については、可能な範囲で設置する。
- (4) 施設の維持管理 原則として開発者において行うものとする。
- (5) 施設の恒久化 設置された施設については、恒久的なものとする。
- (6) 施設の強度 設置する地盤の土質調査及び沈下計算を行うものとする。

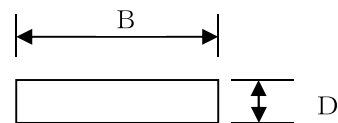
8 開発行為による貯留施設の設計

- (1) 貯留方式 開発区域内の公園、緑地、駐車場、広場等の各種の空間地や地下空間を領して設置する。貯留施設から雨水調節方法は、オリフィスによる自然放流方式を基本とする。
- (2) 許容流量の算出 自然放流方式の貯留施設の許容放流量は、当面現在の集水区域ポンプ比流量とする。よって、開発面積が0.3ヘクタール未満の小規模開発区域は、比流量は、0.07m³/sec/ha を放流限界とし、0.3ヘクタール以上の開発区域については0.04m³/sec/ha とする。
- (3) オリフィス寸法の決定

オリフィス断面の高さは、5cm又は10cmを原則として、下記の計算式によるものとする。

- ① D = 5 cm の場合

$$B = \frac{Q_{out}}{0.03\sqrt{19.6H - 0.49}}$$



- ② D = 10 cm の場合

$$B = \frac{Q_{out}}{0.06\sqrt{19.6H - 0.98}}$$

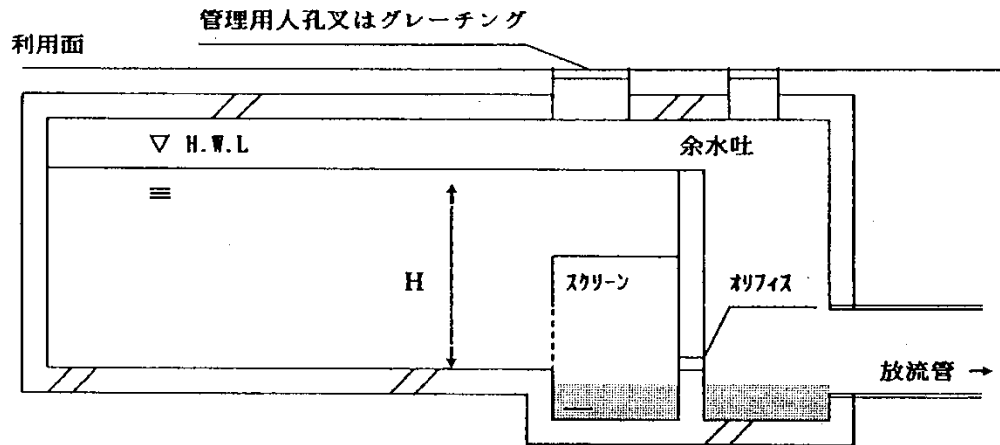
H : 水位差

D : オリフィス高さ

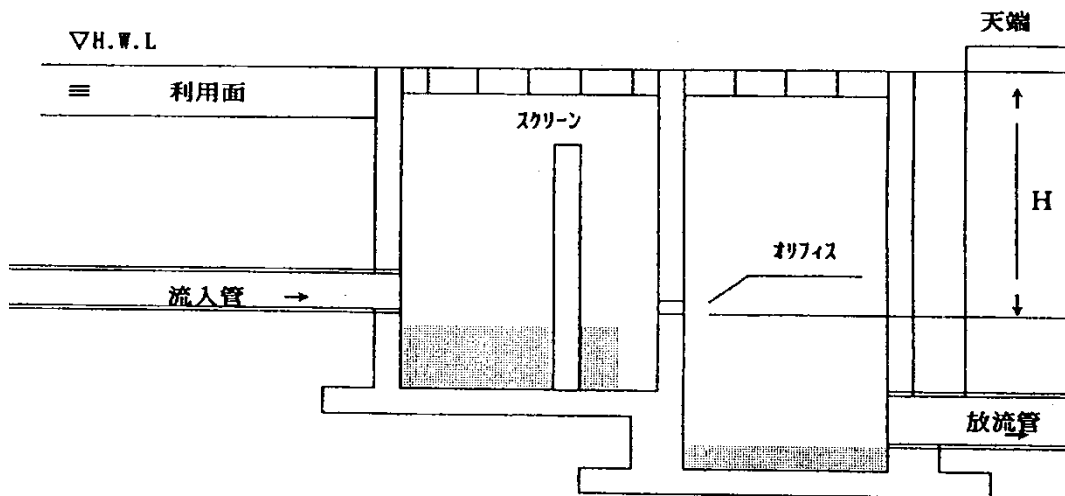
B : オリフィス幅

9 貯留施設一般構造図

(1) 地下貯留槽



(2) オープンスペース貯留



公園に関する事項（第 19 条関係）

- 1 公園は、一辺以上が公道に接し、住民の利用を考慮して、安全かつ有効な位置に設けること。
- 2 公園は、正方形、長方形等まとまりある整形の平坦地で、遊器具等が有効に配置できる形状であること。
- 3 公園内の土砂等が公園外へ排出されることのないよう対策を行うこと。
- 4 公園には、雨水等を有効に排出するための排水施設を設けること。
- 5 公園には、地域での維持管理を行うための給水施設を設けること。
- 6 公園の敷地の周囲には、利用者の安全を確保するための防護柵等を設置すること。
- 7 公園には、原則 2 箇所以上の出入口を設け、車止めを設置すること。出入口口及び車止め等の仕様については、原則として大東市都市公園条例に準拠すること。
- 8 公園には、次表の基準により遊器具等の設置を行い、遊器具等については安全領域を確保すること。この遊器具等の安全領域については、国土交通省発行の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠したものにする。

公園の面積	遊 器 具 等 の 種 類
200m ² 未満	遊具 1 基、器具 1 基
200m ² 以上 300m ² 未満	遊具 2 基、器具 1 基
300m ² 以上	市と別途協議

消防水利施設等に関する事項（第 2 1 条関係）

1 消防水利の設置

開発区域及びその周辺の消防水利の状況により、消防長が必要と認めた場合は、消防水利の基準（昭和 3 9 年消防庁告示第 7 号）による消防水利及び水利標識を設置すること。

2 消防活動空地等

開発区域内に 4 階以上（地階を除く。）又は高さ（軒高）が 1 0 メートル以上の建築物（1 戸建て住宅及び長屋住宅を除く。）を建築する場合には、当該建築物の周辺に梯子自動車容易に部署できる空地を確保すると共に、架空線（電話・電気線）が梯子自動車の伸梯の障害にならない空間を確保すること。ただし、前記空地及び空間の確保が困難な場合は、その代替方法について協議すること。